

平成22年 No.18

国立大学法人東京学芸大学教員養成評価プロジェクト推進本部要項

制定理由

文部科学省の平成22年度特別経費（プロジェクト分）事業に選定された「教員養成教育の評価等に関する調査研究」を推進するため、役員会の下に教員養成評価プロジェクト推進本部を設置することに伴い、所要の制定を行うものである。

承認経過

平成22年3月16日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教員養成評価プロジェクト推進本部要項を次のように制定する。

平成22年 3 月17日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学教員養成評価プロジェクト推進本部要項

(設置)

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に，教員養成評価プロジェクト推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進本部は，文部科学省の平成 22 年度特別経費（プロジェクト分）事業に選定された「教員養成教育の評価等に関する調査研究」（以下「教員養成評価プロジェクト」という。）を推進するため，必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 推進本部は，次に掲げる業務を行う。

- (1) 教員養成評価プロジェクトに関する企画・立案及び連絡調整に関する業務
- (2) 教員養成評価プロジェクトの実施に係る人事，予算及び監査に関する業務
- (3) その他教員養成評価プロジェクトの目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 理事（教育等担当）
 - (2) 教員養成カリキュラム開発研究センター長
 - (3) 教員養成カリキュラム開発研究センターに所属する教員 1 名
 - (4) 教員養成評価プロジェクト担当教員
 - (5) 学長が委嘱する教員 若干名
 - (6) 学務部参事役
- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は理事（教育等担当）をもって充て，副本部長は本部長が指名する。
- 3 本部長は，推進本部の業務を総括する。
- 4 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。

(専門部会)

第5条 推進本部に，専門的な立場から教員養成評価プロジェクトの課題を検討するため，専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は，本部長が委嘱し，専門部会長は本部長が指名する。

(庶務)

第6条 推進本部及び専門部会の庶務は，関係部課等の協力を得て学務部教育企画課が処理する。

(要項の改廃)

第7条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。